

## 1. 環境負荷低減計画書（彩の国エコアップ宣言）制度について

### 【現状（事業の概要）等】

#### 1 目的

埼玉県生活環境保全条例及び同条例施行規則の規定に基づき、二酸化炭素の排出抑制及び廃棄物の排出抑制などについて事業者自らが目標を立て、実施・評価する等の基本的な環境管理を実践する環境負荷低減計画（彩の国エコアップ宣言）の作成・提出と公表を義務づけ、事業活動により生じる環境負荷の低減を図る。

#### 2 施行年月日 平成14年4月1日

#### 3 対象事業者

##### ア 燃料等と電気の原油換算使用量1,500kL/年以上の事業所

※「エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称：省エネ法）」が定める「エネルギー管理指定工場」の事業者が相当する。

（例、太平洋セメント熊谷工場（熊谷市）、日産ディーゼル上尾工場（上尾市）

フジパン株式会社東京工場（八潮市）、獨協医科大学病院（越谷市）など）

##### イ「大規模小売店舗立地法（通称：大店立地法）」に基づく大規模小売店舗

で、店舗面積が当該年度4月1日現在10,000㎡以上の店舗を設置する事業者 ※10,000㎡以上店舗（例、4階建以上店舗：伊勢丹浦和店 約4万㎡）

※ 平成19年度実績 604事業者（工場、大型小売店舗、オフィス等）

#### 4 計画書の作成及び提出

知事の定める指針及び手引に基づき、1年に1度、計画書を作成し、知事に提出する。

#### 5 提出期間 4月1日～6月30日

#### 6 計画書に盛り込む内容

①事業活動の概要 ②環境方針 ③環境負荷の現状

④環境への負荷の低減目標 ⑤具体的な取組の内容 ⑥公表の方法

#### 7 公表及び勧告

ア 計画書は、事業者自らの手段と方法により広く社会に公表。

イ 県は、計画書が未提出等の事業者に対し勧告をし、従わない場合その旨を公表。

## 2. 「エコアップ認証制度」について

### 【現状（事業の概要）等】

#### 1 目的

本県のCO<sub>2</sub>排出量の約7割を占める産業・業務部門等の事業者向けの対策として、エコアップ宣言事業者への認証制度を本格施行するとともに、中小企業向けの研修会や現地相談など省エネ支援を実施する。

これにより、エコアップ宣言事業所の一層のCO<sub>2</sub>削減を促進するとともに、エコアップ宣言の普及拡大を図る。

エコアップ宣言事業者	604	義務事業者	526
(原油1500kl以上(電力使用量にすると約600万kWh)又は店舗面積10,000㎡以上)			
		任意事業者	78
宣言事業者CO <sub>2</sub> 排出量	1,127万t(平成19年度)		

#### 2 事業概要

##### (1) エコアップ認証制度の普及推進(平成20年2月から開始)

県が事業者の取組を現地審査し、専門家等による「認証審査会」の審査を経て認証する。

- ・対象：エコアップ宣言事業者で、6か月以上環境負荷の低減に取り組む者
- ・審査項目：エコアップ宣言(環境マネジメント)とCO<sub>2</sub>削減の取組
- ・認証期間：3年間
- ・認証取得費用：無料
- ・認証審査会の開催
- ・現在の認証数15事業所

##### (2) 認証を受けた事業者のメリット

- ・省エネ対策等の促進による経費の節減
- ・公的信用の付与と取引の拡大
- ・中小企業等でも認証取得しやすいよう取得費用の負担なし
- ・金融機関による低利な事業資金融資など

#### 3 事業効果

- ・エコアップ宣言事業者数の拡大

平成19年度 604 → 平成23年度1,000事業者  
(平成20年3月31日現在) Δ40万t-CO<sub>2</sub>(平成22年度)

### 3. エコライフの普及啓発

#### 【現状（事業の概要）等】

#### 1 目的

地球温暖化防止のためには、県民のライフスタイルを環境にやさしい、省エネ省資源のものに変えていく必要がある。このため、県民、事業者、行政が協働した普及啓発活動として、エコライフDAYの実施や、ストップ温暖化SAITAMAフェアの開催を行う。

また、県民、事業者、行政の協働した取組を一層促進するため、地球温暖化防止活動推進員の委嘱、セミナー・ワークショップの開催を行うとともに、埼玉環境賞による優れた取組の表彰を行う。

#### 2 事業概要

##### (1) エコライフDAY推進事業

1日版環境家計簿であるチェックシートを使って、身近な省エネ・省資源に取り組み、環境を意識した生活を体験するエコライフDAYの取組を、全県的な運動として普及

##### (2) ストップ温暖化SAITAMAフェア

企業、県民団体等の環境に対する取組の展示などを行うストップ温暖化SAITAMAフェアの開催

##### (3) 地球温暖化防止活動推進員の活動促進

地域での普及啓発活動の中核となる地球温暖化防止活動推進員の活動促進

##### (4) 温暖化対策セミナーの開催等

温暖化防止に向けた地域からの普及啓発活動を進めるため、セミナー等を開催

##### (5) さいたま環境賞

県民団体、個人、事業所の温暖化防止活動など環境保全の優れた取組を表彰

## 4. 環境学習推進事業について

### 【現状（事業の概要）等】

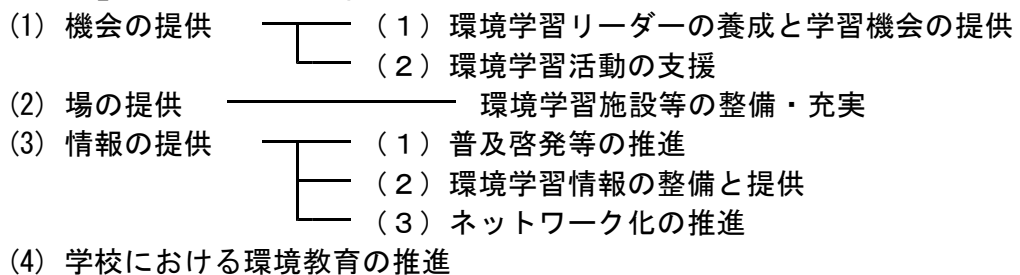
#### 1 事業の概要

今日の地球温暖化をはじめとする環境問題を解決するためには、県民一人ひとりが自主的に環境保全活動を進めていくことが重要である。

県民に対し環境学習の機会を提供するとともに、地域で環境学習及び環境保全活動を行う人材を養成し、環境学習の活性化を図る。

「埼玉県環境学習実践指針」を平成17年3月に改定発行し、情報提供や学習機会の充実など環境学習に関する施策を総合的に展開している。

#### 「実践指針」の取組の施策体系図



#### 2 平成20年度事業計画

- (1) 人材派遣や学習資料の提供などによる環境学習の支援
  - ア 「埼玉県環境アドバイザー」の派遣
  - イ 「埼玉県環境教育アシスタント」の派遣
  - ウ 高校生向け学習教材の作成
- (2) 環境学習モデル校づくりの推進
  - ア 企業による資金的支援や環境学習プログラムや学習用資材等の提供、人材の派遣により、小中高等学校の環境学習を支援
  - イ 環境学習モデル校の取組事例の普及
- (3) 彩の国こどもエコクラブ活動の推進
  - ア 「こどもエコクラブフェスティバル」の開催
  - イ エコクラブ情報誌の発行
  - ウ 姉妹都市・パートナー・コーディネーター講習会の開催
- (4) エコ・サマースクールの開催
  - ア 小・中学生向け体験教室や相談会などを開催
  - イ 環境教育指導者養成講座

◆平成19年度の取組実績

(1) 「環境アドバイザー」の派遣

平成18年度(年間) 46件派遣 受講人数3,770人  
平成19年度 53件派遣 受講人数5,872人

(2) 「環境教育アシスタント」の派遣

平成18年度(年間) 56件派遣 受講児童生徒数3,737人  
平成19年度 63件派遣 受講児童生徒数5,461人

(3) 「ストップ! 温暖化ノート」(小学生版環境家計簿)の作成

平成15年度から5カ年計画で県内の小学校5,6年生に配布をしてきたもの。(平成19年度にさいたま市に配付して全市町村が完了)

(4) 「エコ・サマースクール(子ども向け)」事業

平成18年度の参加者数 840人  
平成19年度の参加者数 371人

環境科学国際センター実施分 9講座 318人  
いきものふれあいの里センター実施分 5講座 53人

(5) 「エコ・サマースクール(環境教育指導者実践講座)」事業

平成18年度の参加者数 92名(小45名、中・高47名)  
平成19年度の参加者数 85名

(小27名、中21名、高14名、養護6名、環境教育アシスタント・エコクラブサポーター17名)

(6) 「こどもエコクラブ」活動の学校を単位とした登録増を図る。

小中学校への広報を行い、学校を単位としたクラブ登録増を図り、学校内での環境学習の取組の活性化を図る。

	クラブ数	クラブ員数	登録市町村数
平成18年度	424クラブ(全国2位)	7,241人(全国4位)	40市町
平成19年度	242クラブ(全国4位)	6,785人(全国5位)	39市町

(7) 「環境学習応援隊」による学校支援

平成18年度 登録企業: 18社  
学習モデル校: 47校(小11、中34、高校2)

平成19年度 登録企業: 19社 学習モデル校: 64校  
(小17校、中44校、高校2校、養護1校)